

重要事項説明書

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 訪問看護事業者（法人）の概要

名称・法人別	独立行政法人地域医療機能推進機構
代表者名	山本 修一
所在地・連絡先	(住所) 東京都港区高輪 3-22-12 (電話) 03-5791-8220

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	独立行政法人地域医療機能推進機構 佐賀中部病院附属訪問看護ステーション
所在地・連絡先	(住所) 佐賀県佐賀市兵庫南 3 丁目 8 番 1 号 (電話) 0952-28-5335 (FAX) 0952-28-5336
事業所番号	4160190452
管理者の氏名	飯盛 英美子

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)であり、主治医が必要を認めた利用者に対し、適正な事業の提供を目的とします。
-------	--

運営の方針	1. 利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとします。 2. 利用者の要介護状態軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう療養上の目標を設定し、計画的に行うものとします。 3. 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めたものとします。 4. 指定訪問看護の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとします。 5. 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行います。
-------	---

(3) 事業所の職員体制

職 種	資 格	常勤 専従	常勤 兼務	非常 勤専 従	非常 勤兼 務	備 考
管理者	看護師 皮膚・排泄ケア 認定看護師	—	1 名	—	—	看護職員 と兼務
看護職員	看護師	3 名	—	—	—	

① 管理者

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも訪問看護の提供を行います。

② 看護職員等

看護師は、主治医の指示書及び居宅介護サービス計画(以下「ケアプラン」という。)に沿って、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、訪問看護の提供を行います。

3 業務日及び業務時間

業 務 日	業務時間
月曜日～金曜日 但し、原則として国民の祝日・年末年始(12/29～1/3)は除きます。	8 時 30 分～17 時 15 分
サービス提供時間	9 時 00 分～17 時 00 分

4 サービス内容

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 床ずれの予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置
- (11) 訪問看護計画書の作成及び利用者又は家族への説明、提供

5 サービス利用料及び利用者負担

訪問看護サービス利用料に関しては別紙のとおりです。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	医療安全管理室：福井 暁子
-------------	---------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を年1回以上実施しています。

- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7 緊急時の対応について

利用者の主治医への連絡を行い医師の指示に従います。主治医への連絡が困難な場合は救急搬送などの必要な処置を講じます。また、緊急連絡先にご連絡いたします。

8 秘密保持

- (1) 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

- (2) 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

- (3) 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (4) サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスが完結した日（個々の利用者につき、契約終了により一連のサービス提供が終了した日）から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

11 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。（令和6年4月より義務化）
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を年1回以上実施します。

12 業務継続計画の策定等について（令和6年4月より義務化）

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回以上実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13 相談窓口・苦情等

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	0 9 5 2－2 8－5 3 3 5
FAX 番号	0 9 5 2－2 8－5 3 3 6
担当者	役職名：管理者 氏名：飯盛 英美子

- その他、お住まいの役所または佐賀県国民健康保険団体連合会においても苦情申し出等ができます。

佐賀中部広域連合 給付課	所在地 〒840-0826 佐賀市白山二丁目1番12号
	電話番号 0 9 5 2－4 0－1 1 3 4
	FAX 番号 0 9 5 2－4 0－1 1 6 5
佐賀県国民健康保険 団体連合会 情報・介護課 介護保険係	所在地 〒840-0824 佐賀市呉服元町7番28号
	電話番号 0 9 5 2－2 6－1 4 7 7
	FAX 番号 0 9 5 2－2 6－6 1 2 3

個人情報保護方針

個人情報の保護に関する法律施行に伴い、当事業所では、以下の個人情報保護方針を定め確実な履行に務めます。

1. 個人情報の収集について

当事業所が利用者様の個人情報を収集する場合、診療・看護および利用者様の医療・介護にかかわる範囲で行います。その他の目的に個人情報を利用する場合は利用目的をあらかじめお知らせし、ご了解を得た上で実施します。

2. 個人情報の利用および提供について

当事業所は、利用者様の個人情報の利用につきましては以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて使用しません。

- (1) 利用者様の了解を得た場合
- (2) 個人を識別あるいは特定できない状態に加工して利用する場合
- (3) 法令等により提供を要求された場合

当事業所は、法令等の定める場合を除き、利用者様の許可なく、その情報を第3者に提供しません。

3. 個人情報の適正管理について

当事業所は、利用者様の個人情報について、正確かつ最新の状態を保ち、利用者様の個人情報の漏えい、紛失、破壊、改ざん又は利用者様の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。

4. 個人情報の確認・修正等について

当事業所は利用者様の個人情報について利用者様が開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し、当事業所の情報提供の手続きに従って対応します。また、内容が事実ではない等の理由で訂正を求められた場合も調査し適切に対応します。

5. 問い合わせの窓口

当事業所の個人情報保護方針に関してのご質問や利用者様の個人情報のお問い合わせは下記の窓口でお受けします。

「個人情報保護相談窓口」：佐賀中部病院附属訪問看護ステーション

事業管理者：飯盛 英美子 電話番号：0952-28-5335

6. 法令の遵守仕組みの改善

当事業所は、個人情報の保護に関する日本の法令、その他の規範を遵守するとともに、上記の各項目の見直しを適宜行い、個人情報保護の仕組みの継続的な改善を図ります。

令和5年2月1日

独立行政法人地域医療機能推進機構 佐賀中部病院附属訪問看護ステーション

管理者 飯盛 英美子

1. 単に個人の名前などの情報のみを消し去ることで匿名化するのではなく、あらゆる方法をもってしても情報主体を特定できない状態にされていること。
 2. 第3者とは、情報主体および受領者（事業者）以外をいい、本来の利用目的に該当しない、または情報主体により、その個人情報の利用の同意を得られていない団体または個人をさす。
- ※ この方針は、利用者様のみならず、当事業所の職員および当事業所と関係のあるすべての個人情報についても上記と同様に取り扱わせていただきます。

訪問看護利用料金表（介護保険）

独立行政法人地域医療機能推進機構
佐賀中部病院附属訪問看護ステーション

1. 基本料金

令和6年6月1日現在

※利用者負担料の地域区分は1単位10円で計算

サービス内容	単位数	料金	利用者負担		
			1割	2割	3割
訪問看護費 20分未満	314	3,140円	314円	628円	942円
訪問看護費 30分未満	471	4,710円	471円	942円	1,413円
訪問看護費 30分～60分未満	823	8,230円	823円	1,646円	2,469円
訪問看護費 60分以上～90分未満	1,128	11,280円	1,128円	2,256円	3,384円

2. 各種加算

サービス内容	単位数	料金	利用者負担		
			1割	2割	3割
早朝加算（6：00～8：00）	所定単位数（一月の総単位数）の25％				
夜間加算（18：00～22：00）	所定単位数（一月の総単位数）の25％				
深夜加算（22：00～6：00）	所定単位数（一月の総単位数）の50％				
特別管理加算Ⅰ/月	500	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ/月	250	2,500円	250円	500円	750円
複数名訪問看護加算30分未満	254	2,540円	254円	508円	762円
複数名訪問看護加算30分以上	402	4,020円	402円	804円	1,206円
長時間訪問看護加算1回30分以上	300	3,000円	300円	600円	900円
退院時共同指導加算/月	600	6,000円	600円	1,200円	1,800円
初回加算Ⅰ/退院当日初回のみ	350	3,500円	350円	700円	1,050円
初回加算Ⅱ/退院翌日以降初回のみ	300	3,000円	300円	600円	900円
緊急時訪問看護加算Ⅰ/月	600	6,000円	600円	1,200円	1,800円
専門管理加算/月	250	2,500円	250円	500円	750円
ターミナルケア加算/月	2,500	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円

3. その他利用料

項 目	備 考
死後の処置料	10,000円（税抜）
介護保険外サービス	利用者負担10割

※日常生活用具、物品、材料費等は実費となります。

予防訪問看護利用料金表（介護保険）

独立行政法人地域医療機能推進機構
佐賀中部病院附属訪問看護ステーション

1. 基本料金

令和6年6月1日現在

※利用者負担料の地域区分は1単位10円で計算

サービス内容	単位数	料金	利用者負担		
			1割	2割	3割
訪問看護費 20分未満	303	3,030円	303円	606円	909円
訪問看護費 30分未満	451	4,510円	451円	902円	1,353円
訪問看護費 30分～60分未満	794	7,940円	794円	1,588円	2,382円
訪問看護費 60分以上～90分未満	1,090	10,900円	1,090円	2,180円	3,270円

2. 各種加算

サービス内容	単位数	料金	利用者負担		
			1割	2割	3割
早朝加算（6：00～8：00）	所定単位数（一月の総単位数）の25%				
夜間加算（18：00～22：00）	所定単位数（一月の総単位数）の25%				
深夜加算（22：00～6：00）	所定単位数（一月の総単位数）の50%				
特別管理加算Ⅰ/月	500	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ/月	250	2,500円	250円	500円	750円
複数名訪問看護加算30分未満	254	2,540円	254円	508円	762円
複数名訪問看護加算30分以上	402	4,020円	402円	804円	1,206円
長時間訪問看護加算1回30分以上	300	3,000円	300円	600円	900円
退院時共同指導加算/月	600	6,000円	600円	1,200円	1,800円
初回加算Ⅰ/退院当日初回のみ	350	3,500円	350円	700円	1,050円
初回加算Ⅱ/退院翌日以降初回のみ	300	3,000円	300円	600円	900円
緊急時訪問看護加算Ⅰ/月	600	6,000円	600円	1,200円	1,800円
専門管理加算/月	250	2,500円	250円	500円	750円

3. その他利用料

項 目	備 考
死後の処置料	10,000円（税抜）
介護保険外サービス	利用者負担10割

※日常生活用具、物品、材料費等は実費となります。

訪問看護利用料金表（医療保険）

独立行政法人地域医療機能推進機構
佐賀中部病院附属訪問看護ステーション

1. 基本料金

令和6年6月1日現在

サービス内容	料金	利用者負担		
		1割	2割	3割
訪問看護基本療養費Ⅰ 週3日以内	5,550円	555円	1,110円	1,665円
訪問看護基本療養費Ⅰ 週4日以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
管理療養費 1日目	7,670円	767円	1,534円	2,301円
管理療養費 2日目以降1	3,000円	300円	600円	900円
管理療養費 2日目以降2	2,500円	250円	500円	750円

2. 各種加算

サービス内容	料金	利用者負担		
		1割	2割	3割
早朝加算（6：00～8：00）	2,100円	210円	420円	630円
夜間加算（18：00～22：00）	2,100円	210円	420円	630円
深夜加算（22：00～6：00）	4,200円	420円	840円	1,260円
難病等複数回訪問加算 1日2回	4,500円	450円	900円	1,350円
難病等複数回訪問加算 1日3回	8,000円	800円	1,600円	2,400円
緊急訪問看護加算 月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円
緊急訪問看護加算 月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円
複数名加算（看護師）	4,500円	450円	900円	1,350円
長時間訪問看護加算	5,200円	520円	1,040円	1,560円
特別管理加算／月	2,500円	250円	500円	750円
特別管理加算（重症）／月	5,000円	500円	1,000円	1,500円
退院時共同指導加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円
退院支援指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算	3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算／月	2,500円	250円	500円	750円
専門管理加算	2,500円	250円	500円	750円
情報提供療養費（月1回）	1,500円	150円	300円	450円
24時間対応体制加算（月1回）	6,800円	680円	1,360円	2,040円
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ（月1回）	780円	78円	156円	234円
ターミナルケア療養費	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円

3. その他利用料

項 目	備 考
1時間30分超の訪問看護	30分につき500円を基本料金に加算
土日祝日の訪問看護	1回につき2,000円を基本料金に加算
交通費 1回につき	往復10 k m以内 150円
交通費 1回につき	往復10 k m以上20 k m未満 300円
交通費 1回につき	往復20 k m以上 450円
死後の処置料	10,000円（税抜）
介護保険外サービス	利用者負担10割

※日常生活用具、物品、材料費等は実費となります。

※当日訪問後のキャンセルは交通費を請求させていただきます。